

8月

保健だより



●3～4カ月児健診(津田保健センター)

23日	木	12:45～13:15受付	津田保健センター	平成30年4月生まれ
-----	---	---------------	----------	------------

●1歳6カ月児健診(津田保健センター)

7日	火	12:30～13:00受付	津田保健センター	平成29年1月生まれ
----	---	---------------	----------	------------

●3歳児健診(津田保健センター)

16日	木	12:30～13:00受付	津田保健センター	平成27年1月生まれ
-----	---	---------------	----------	------------

●乳幼児相談(身長・体重測定、育児相談、栄養相談)・妊産婦相談

1日	水	9:30～11:00	志度保健センター	乳幼児・妊産婦希望者
9日	木	9:30～11:00	寒川児童ふれあいセンター	
17日	金	9:30～11:00	大川町児童館	
22日	水	9:30～11:00	津田保健センター	
30日	木	9:30～11:00	長尾保健センター	

●2歳児歯科健診

8月	市内委託医療機関にて受診			平成28年1月生まれ
----	--------------	--	--	------------

●こども相談(発達や育児についての個別相談)

28日	火	予約制	志度保健センター	幼児希望者
-----	---	-----	----------	-------

(ご希望の方は事前にご連絡ください。)

●健康相談

2日	木	9:30～11:00	長尾保健センター	成人の希望者
17日	金	13:30～15:00	前山地区活性化センター	
22日	水	13:20～14:00	津田公民館北山分館	
31日	金	9:30～11:00	志度保健センター	

●栄養相談

24日	金	14:00～16:00	長尾支所2階	希望者
-----	---	-------------	--------	-----

【問】国保・健康課(長尾支所2階) ☎(0879)52-2518

ひとり親家庭の方へ

◆8月は児童扶養手当現況届の提出月です。

児童扶養手当は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいるひとり親家庭の親または養育する人に支給される手当です。児童扶養手当現況届は、8月1日時点の生活状況などを把握し、8月以降の児童扶養手当を引き続き支給できる要件を満たしているかどうか、確認するためのものです。前年度分の手当が支給停止になっている人も含め、毎年、必ず提出が必要です。この届を提出しないと8月以降の手当が受けられなくなります。また、未提出のまま2年が経過すると、時効により支給資格が消滅します。※必要書類が受給者によって異なるため、郵送する案内書類をご確認ください。

◆ひとり親家庭等医療費受給資格者証が新しくなります。

この助成制度は、母子家庭・父子家庭などのお母さん、お父さん、子どもさんが必要とする医療を安心して受けられるように、医療機関などに支払う医療保険の自己負担分を助成するものです。

現在の受給資格者証の有効期限が平成30年7月31日までとなっていますので、新しい受給資格者証を7月末頃に郵送します。

◆母子・父子自立相談員にご相談ください。

○自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または父子家庭の父の就業に向けたスキルアップを支援するもので、対象訓練を受講し、修了した場合、経費の60%が支給されます。(雇用保険法に基づく一般教育訓練給付金を受けることができる場合は、その支給額との差額を支給。)

○高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間(上限3年)について給付金を支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするものです。

【問】子育て支援課 ☎(0879)52-2517

お子様の医療費助成の手続きはお済みですか？

さぬき市では、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して必要な医療を受けられるよう、0歳から中学3年生までの医療費を助成する制度を設けています。

【乳幼児医療費助成制度】

■対象 小学校就学前までのお子様

出生、転入された方で未登録の方は、お早めに手続きをお願いします。※手続きに、お子様の保険証、保護者名義の通帳、印鑑(認め印可)をお持ち下さい。

■ご確認ください(登録済みの方)

乳幼児医療費受給資格証(ピンク色のカード)と保険証を確認してください。保険証、住所、振込口座に変更があった方は、変更の手続きが必要です。

【子ども医療費助成制度】未登録の方は、お早めに登録をお願いします。

■対象 小学1年生から中学3年生までのお子様

※手続きに、お子様の保険証、保護者名義の通帳、印鑑(認め印可)をお持ち下さい。

※ひとり親家庭等医療費助成や重度心身障害者等医療費助成、生活保護を受給中のお子様は、それらの助成が優先されるため、この助成の対象となりません。

■ご確認ください(登録済みの方)

子ども医療費受給資格証(オレンジ色のカード)と保険証を確認してください。保険証、住所、振込口座に変更があった方は、変更の手続きが必要です。

◀届出窓口▶ 子育て支援課または生活環境課、各支所で届出を受け付けています。

【問】子育て支援課 ☎(0879)52-2517